

令和4年5月12日

総務委員会資料

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について
(防災危機管理課)・・・P 1
2. 島根原子力発電所管理事務所における火災に関する対応状況について
(原子力安全対策課)・・・P 7

防 災 部

新型コロナウイルス感染症への対応について
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
4月11日(月)		県内感染者確認(150名、累計10,944名)
4月12日(火)		県内感染者確認(162名、累計11,106名)
4月13日(水)		<p>県内感染者確認(147名、累計11,253名)</p> <p>第67回対策本部会議(書面開催)</p> <p>決定事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査を受けること、なお、この要請については、要請の間を4月30日までとする(特措法第24条第9項に基づく要請)こと等を要請
4月14日(木)		県内感染者確認(156名、累計11,409名)
4月15日(金)		県内感染者確認(152名、累計11,561名)
4月16日(土)		県内感染者確認(120名、累計11,681名)
4月17日(日)		県内感染者確認(106名、累計11,787名)
4月18日(月)		県内感染者確認(159名、累計11,946名)
4月19日(火)		県内感染者確認(186名、累計12,132名)
4月20日(水)		<p>県内感染者確認(165名、累計12,297名)</p> <p>知事会見(県民向け)</p> <p>大型連休を控え、人の移動が幅広い年代で活発になり、感染のリスクが今以上に高まる状況にあることから、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県をまたぐ不要不急の移動は、帰省も含めて、極力控えること ・ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底すること ・やむを得ない理由で帰省された方が、実家等で生

日付	国	島根県
		<p>活を共にされる場合には、家庭でできる感染予防対策を徹底すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の利用について、帰省された方を含め、県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること
4月21日(木)		県内感染者確認(219名、累計12,516名)
4月22日(金)		県内感染者確認(195名、累計12,711名)
4月23日(土)		県内感染者確認(207名、累計12,918名)
4月24日(日)		県内感染者確認(104名、累計13,022名)
4月25日(月)		<p>県内感染者確認(208名、累計13,230名)</p> <p>出雲市長に対し、出雲市内の公立小学校を対象として、5月2日と6日について休業措置を要請(出雲市は、4月27日の連絡会議において、学校行事や各地域の感染状況を見ながら実施する旨、回答)</p>
4月26日(火)		<p>県内感染者確認(169名、累計13,399名)</p> <p>第68回対策本部会議(書面開催) 決定事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を5月31日までとする(特措法第24条第9項に基づく要請)こと等を要請
4月27日(水)		<p>県内感染者確認(157名、累計13,556名)</p> <p>島根県防災対策会議 (県民、事業者向け)</p> <p>4月20日に発表した「大型連休中のお願い」と、26日に決定した「島根県の対応」に基づき、県民に対し、改めて、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県をまたぐ不要不急の移動は、帰省も含めて、極力控えること ・やむを得ない理由で帰省された方が、実家等で生活を共にされる場合には、家庭でできる感染予防対策を徹底すること

日付	国	島根県
		<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の利用について、帰省された方を含め、県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること
4月28日(木)		県内感染者確認(126名、累計13,682名)
4月29日(金)		県内感染者確認(75名、累計13,757名)
4月30日(土)		県内感染者確認(108名、累計13,865名)
5月1日(日)		県内感染者確認(72名、累計13,937名)
5月2日(月)		県内感染者確認(155名、累計14,092名)
5月3日(火)		県内感染者確認(79名、累計14,171名)
5月4日(水)		県内感染者確認(89名、累計14,260名)
5月5日(木)		県内感染者確認(68名、累計14,328名)
5月6日(金)		県内感染者確認(138名、累計14,466名)
5月7日(土)		県内感染者確認(127名、累計14,593名)
5月8日(日)		県内感染者確認(119名、累計14,712名)
5月9日(月)		県内感染者確認(160名、累計14,872名)
5月10日(火)		<p>第69回対策本部会議(書面開催)</p> <p>決定事項</p> <p>(県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請の期間は、令和4年5月11日から当面の間とする <p>(都道府県をまたぐ移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県を除く他の都道府県との不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること ・ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること ・県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモート

日付	国	島根県
		<p>での代替を事業所等において再度、検討し、やむを得ないものに限ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ること <p>(基本的な感染対策の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること <p>(家庭や職場等での健康管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること ・ 児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること ・ 各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること <p>(無料検査の受診)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を5月31日までとする（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>(飲食店等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 飲食の際の人数を、4人以下とすること、ただし、感染状況を踏まえ、県西部地域と隠岐地域の飲食店等を利用する場合については、飲食の際の人数を8人以下とすること、なお、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しないこと

日付	国	島根県
		<p>②時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること</p> <p>③県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること、ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること <p>(ワクチンの追加接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと <p>(業種ごとのガイドライン遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>(イベント開催の目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県の対応（令和4年2月18日島根県対策本部決定）によること（特措法第24条第9項に基づく要請） <p>(接触確認アプリの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること <p>(事業所での接触低減の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと <p>(誹謗中傷や差別の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること

日付	国	島根県
		・また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと

島根原子力発電所管理事務所における火災に関する対応状況について

1. 主な経過

令和3年5月18日 島根原子力発電所の管理事務所内に保管していた投光器用のバッテリー1台から発煙を確認

同日 島根県および松江市が立入調査（第1回）

令和4年4月26日 中国電力(株)が原因と再発防止策をまとめた報告書を提出

2. 中国電力(株)報告書の概要

(1) 主な事実関係

- ① 当該バッテリーは定期点検において適切に充電できない状態だったが、交換・廃棄等を行わず保管を継続
- ② 消防署による調査で、何らかの要因で内部短絡が発生し火災に至ったと判定
- ③ メーカーによる調査で、当該バッテリーは経年劣化が進行していることを確認

(2) 内部短絡に至ったと考えられる原因

経年劣化によりプラスとマイナスを分離する部材が損傷したためと推定

(3) 当時の管理状況を踏まえた問題点

- ① 定期点検結果において当該バッテリーに外部衝撃の痕跡はなく、保管場所は常時施錠管理されていたことから、外部衝撃による損傷防止対策に問題はなかった
- ② 経年劣化の状況を把握するための点検項目を定めていなかったため、劣化の程度の判断が適切に行えず、バッテリーを速やかに交換・廃棄できなかった
- ③ バッテリーの火災発生リスクに対する意識が不足していた

(4) 再発防止対策

- ① 経年劣化の状況を把握するために点検項目・判定基準を追加し、判定基準を満足しない場合はバッテリーの使用を速やかに停止して交換
- ② 火災発生リスクに対する意識の定着を目的に、定期的に事例教育
- ③ バッテリーの交換周期をより保守的に見直し、経年劣化を未然に防止

3. 県の対応

事実関係など報告書の内容を確認するため、5月19日に安全協定に基づく立入調査を松江市とともに実施予定